

## 道の駅トイレ広告掲出募集要領

県では、県有資産等を広告媒体として提供することにより、県の新たな財源を確保し、もって県民サービスの向上と地域経済の活性化を図ることを目的として、広告事業を行っています。については、道の駅トイレの掲示板へ掲出する広告を次のとおり募集します。

### 1 広告関係規程

広告掲出に当たっては、「山口県広告取扱要綱」、「山口県広告掲載基準」及び「道の駅トイレ広告掲出実施要領」に基づいて行います。

### 2 広告媒体

道の駅のトイレ壁面掲示板

※ 掲示板は県で用意します。道の駅のトイレの位置及び掲示板の位置は各土木建築事務所にお問い合わせください。

### 3 掲出場所等

広告媒体	所在地	広告の規格	募集枠数	道の駅年間観光客数(人)	問合せ先
道の駅ピュアラインにしき トイレ掲示板	岩国市錦町府谷	B 2 版以内	2 枠	147, 192	岩国土木建築事務所
道の駅あいお トイレ掲示板	山口市秋穂東	B 2 版以内	1 枠	205, 692	防府土木建築事務所山口支所
道の駅仁保の郷 トイレ掲示板	山口市仁保中郷	B 2 版以内	2 枠	684, 090	
道の駅きららあじす トイレ掲示板	山口市阿知須	B 2 版以内	4 枠	560, 636	
道の駅みとう トイレ掲示板	美祢市美東町大字大田	B 2 版以内	4 枠	75, 957	宇部土木建築事務所美祢支所
道の駅きくがわ トイレ掲示板	下関市菊川町大字上岡枝	B 2 版以内	2 枠	258, 683	下関土木建築事務所
道の駅蛍街道西の市 トイレ掲示板	下関市豊田町大字中村	B 2 版以内	1 枠	476, 789	
道の駅萩往還 トイレ掲示板	萩市大字椿	B 2 版以内	2 枠	約 240, 000	萩土木建築事務所
道の駅あさひ トイレ掲示板	萩市大字佐々並	B 2 版以内	2 枠	88, 035	

※ 1 B 2 版とは、縦 728 mm×横 515 mmです。

2 道の駅年間観光客数は、令和 4 年山口県の宿泊者及び観光客の動向（「道の駅萩往還」は概数）のものであります。

#### 4 広告掲出の要件

- (1) 山口県広告掲載基準第3条に該当する業種又は事業者の広告は掲載できません。
- (2) 山口県広告掲載基準第4条及び第5条に該当する内容の広告は掲載できません。  
※詳しくは、「山口県広告取扱要綱」及び「山口県広告掲載基準」を参照してください。
- (3) 広告掲出に当たっては、別途、道路の占用の許可が必要となります。

#### 5 広告掲出期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までで1か月単位とします。  
※広告内容は1か月単位で変更可能です。

#### 6 広告料の申込価格（1枠当たり）

月額3,000円を最低価格とします。（消費税及び地方消費税を含みます。）  
※広告原稿等の作成に要する費用は、広告主の負担となります。  
※別途、道路占用料が必要となります。

占用料額一覧

道の駅	月額	年額
ピュアラインにしき、あいお、仁保の郷、きららあじす、きくがわ、蛍街道西ノ市	87円	870円
みとう、萩往還、あさひ	59円	590円

#### 7 募集方法等

- (1) 募集期間  
令和6年1月26日（金）から令和6年2月9日（金）17時15分まで  
ただし、申し込みのなかった広告枠については、その後も随時受付をします。
- (2) 申込方法  
広告掲出申込書（様式1）に、必要事項を記入のうえ、必要書類を添えて、各土木建築事務所の維持管理担当課まで持参又は郵送してください。  
郵送の場合は、令和6年2月9日（金）必着とします。  
ただし、申し込みのなかった広告枠については、その後も随時受付をします。
- (3) 広告主の決定方法  
「4 広告掲出の要件」に基づき、掲示板への広告の掲出が適当であると認めた者のうち、広告掲出申込書に記載されている広告掲出の申込額が高い方から順に広告主に決定します。  
※同額での申込者が2者以上あるときは、くじにより広告主を決定します。  
※広告主を決定したときは、各申込者に掲出又は不掲出の旨を通知します。

#### 8 広告内容の審査

広告主の決定後、広告内容について事前に審査を行いますので、広告掲出承認願（様式2）と広告原稿を指定する日までに各土木建築事務所維持管理担当課へ提出してください。  
※審査後、結果を文書により通知します。（様式3、様式4）  
※審査の結果、広告内容の修正を指示する場合がありますので留意してください。

#### 9 広告料等の納入

広告料及び道路占用料は県が指定する納期限までに、県が発行する納入通知書により納入してください。

## 10 問い合わせ先

広 告 媒 体	問 合 せ 先
道の駅ピュアラインにしき トイレ掲示版	岩国土木建築事務所 維持管理課 〒740-0016 岩国市三笠町1丁目1-1 TEL 0827-29-1542 FAX 0827-29-1596 E-mail a18102@pref.yamaguchi.lg.jp
道の駅あいお トイレ掲示版	防府土木建築事務所山口支所 維持管理第二課 〒753-0064 山口市神田町6-10 TEL 083-922-2797 FAX 083-922-3106
道の駅仁保の郷 トイレ掲示版	
道の駅さらあじす トイレ掲示版	
道の駅みとう トイレ掲示版	宇部土木建築事務所美祢支所 維持管理第二課 〒759-2212 美祢市大嶺町東分沖田3449-5 TEL 0837-52-1105 FAX 0837-52-0793
道の駅きくがわ トイレ掲示版	下関土木建築事務所 維持管理課 〒751-0823 下関市貴船町3丁目2-1 TEL 083-223-7103 FAX 083-222-6512 E-mail a18111@pref.yamaguchi.lg.jp
道の駅蛸街道西の市 トイレ掲示版	
道の駅萩往還 トイレ掲示版	萩土木建築事務所 維持管理課 〒758-0041 萩市江向河添沖田531-1 TEL 0838-22-0045 FAX 0838-22-2766 E-mail a18114@pref.yamaguchi.lg.jp
道の駅あさひ トイレ掲示版	

(様式1)

## 道の駅トイレ掲示板広告掲出申込書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号  
申込者 住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名  
(担当者部署・氏名 )  
(電話 局 番)

道の駅トイレ掲示板への広告掲出について、下記のとおり申し込みます。  
記

1 広告掲出希望施設  
道の駅 \_\_\_\_\_

2 広告媒体  
道の駅 \_\_\_\_\_ のトイレ掲示板

3 広告の規格

4 広告掲出期間  
年 月 日 から 年 月 日まで 月 日間

5 申込枠数  
\_\_\_\_\_ 枠

6 広告掲出の申込額  
\_\_\_\_\_ 円/月 (消費税及び地方消費税を含む)

7 その他

広告の掲出に当たっては、山口県広告取扱要綱、山口県広告掲載基準及び地下横断歩道広告掲出実施要領を遵守します。

添付資料

1 申込者の業種及び事業内容が分かるもの (会社概要、パンフレット等)

(様式2)

道の駅トイレ掲示板広告掲出承認願

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号  
申込者 住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名  
(担当者部署・氏名 )  
(電話 局 番)

下記のとおり、道の駅トイレ掲示板へ広告の掲出をしたいので承認をお願いします。

掲出施設・場所	道の駅 トイレ掲示板
申 込 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日 ( か月間)
広 告 の 大 き さ	
広 告 の 内 容	別添のとおり

(様式3)

第 号  
年( 年) 月 日

様

山口県知事 ○ ○ ○ ○

## 道の駅トイレ掲示板広告掲出承認通知書

年 月 日付けで申込みのあった道の駅トイレの掲示板への広告の掲出について、下記のとおり承認したので通知します。

### 記

- 1 掲出施設及び場所  
道の駅 〇〇〇 のトイレ掲示板
- 2 掲出期間  
年 月 日から 年 月 日まで
- 3 広告内容  
申込みのとおり
- 4 その他  
広告の掲出に係る手続きについては、担当職員の指示に従うこと。

(様式4)

第 号  
年( 年) 月 日

様

山口県知事 ○ ○ ○ ○

## 道の駅トイレ広告掲出不承認通知書

年 月 日付けで申込みのあった道の駅トイレ掲示板への広告の掲出について、下記の理由により不承認としたので内容を修正してください。

### 記

- 1 掲出施設及び場所  
道の駅 〇〇〇 のトイレ掲示板
- 2 広告内容  
申込みのとおり
- 3 掲出できない理由